

H27.夏



# サービスご紹介 ～マイナンバー対応～

## 〇 どんなとき？

Q1 マイナンバー制度の周知のために研修講師を頼みたい。

Q2 マイナンバー法に対応した就業規則に改定したい。

## 〇 どんなサービス？

A1 講師派遣サービス

A2 就業規則改定業務



## 〇 標準料金は？

P1 50,000円(税別) / H

旅費、出張費を承る場合がございます。

P2 50,000円(税別) ~



初回相談無料

お問い合わせ先

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1-13-11

ジャルダン桜橋5F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578

<http://chukyo-sr.jp/>